

平成21年度 都市調整部の取組方針

都市調整部長 安部川 信房は、「歴史・文化を尊重するまち」及び「こども・高齢者にやさしいまち」を目指し、本年度実現すべき緊急かつ重要な都市調整部の取組事項について実現に向けた取組方針を提示します。

平成21年6月18日

都市調整部長 安部川 信房

1 職員の意識改革

○職員の意識改革の推進

都市計画法をはじめとする各種法令に基づく許可等事務は、古都鎌倉のまちづくりの推進にとって、極めて重要な役割を担うものであり、適切な判断と厳正な事務処理が不可欠です。

そのためには、部内の所掌事務・事業や関連法令はもちろんのこと、部を超えた庁内関係課が所掌する事務・事業の取組状況や関連法令などにも理解を深め、情報の共有はもとより積極的な自己啓発を図ることにより、職員一人ひとりの資質を高め、鎌倉のまちづくりの担い手であることを改めて自覚して業務にあたることとします。

2 業務点検(コンプライアンスの確保を含む)

○適正な事務処理の推進

許可等事務の処理にあたっては、法令審査及び技術審査を厳格に行い、事務遂行上のミスや見落とし等が発生しないよう、関連セクション等との情報共有及び精度の高い相互チェックの習慣化を図っていきます。

法令の基準を適用する際なども、緩和措置の取扱いを安易に認めないなど、常に法令の目的と照らし合わせた適切な判断に心がけ、慎重に対応することとします。

3 市民からの信頼回復

○市民からの信頼回復のための努力

開発審査会による2度の開発許可取消しなど、都市調整部における許可等業務に対する信頼が大きく揺らぐ事態が生じ、現在も開発行政等に対する市民の信頼が、回復されたとはいえない状況にあります。

まちづくりの主人公は市民であり、市民の信頼を得ることの重要性を職員が常に自覚した、適正で誠実な事務処理を行い、一日も早い市民からの信頼回復を目指します。

また、法令等の基準に適合している事業、適正な手続きがなされた事業については、許可等をしなければならない部局ではあるものの、まちづくり政策部と更なる連携を図りつつ、市民の理解が得られるよう努力を重ねていきます。

4 子どもが元気に育つまち

○子どもが元気に育つまち

こどもが元気に育つまちは、「子育てしやすい快適なまち」、「子どもが生き生き遊べるまち」であるように、子どもが元気に育つ環境整備に向け、職員一人ひとりがそのコーディネーターとしての意識を持つとともに、我が子と生活するならこうあるべきだといった、生活する市民の目線を大切にしつつ、日々の許可等業務を推進していきます。

5 高齢社会への対応方針

○高齢社会への対応策

バリアフリーは勿論のこと、職員一人ひとりがユニバーサルデザインの精神に基づき、高齢者はもとより誰もが快適に生活できる環境整備の実現に向け、許可等の中で誘導していきます。

6 重要な取組事項

① 鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の見直し

条例施行（平成15年4月1日）以降、道路の基準等に関する一部条例改正（平成18年4月1日）を行ってきたものの、運用上の課題や開発行政を取り巻く環境の変化などに対応した、条例改正が求められているところです。

都市計画法開発許可制度では十分に賄えない部分、古都鎌倉の豊かな自然、貴重な文化的遺産、ゆとりある住環境の維持に必要な鎌倉独自の指導基準等について、全体的な構成変更も視野に入れ、まちづくり政策部とともに平成21年度末までに条例改正の骨子をまとめていきます。

②開発調整会議の実施

現行の開発事業等協議会は、条例手続きにおいて一定の協議が進んだ段階ではじめて開催されることから、事前相談など各課の判断による協議の方が一部先行することにより、市としての総合的・組織的な判断を要する事項について、開発事業等協議会開催時では、手遅れになることが危惧されています。

そこで、事業者から開発事業の意向が示された早い段階から、開発事業に関連する課を中心とした「開発調整会議」を開催し、庁内の横断的な協議を行うことにより、庁内における情報の共有化や連携を強化し、早い段階から十分に協議が出来る体制を整えます。